

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山NPOセンター（以下「当法人」という。）が主催する研修事業、セミナー事業等において講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(謝金の対象者)

第2条 謝金の対象者は、当法人が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び委託事業を行う場合において講師を依頼する役職員以外の第三者をいう。

(謝金の対象となる活動)

第3条 謝金の対象となる活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 講座
- (2) 研修会
- (3) シンポジウム、パネルディスカッション、ファシリテーター、コーディネーター
- (4) 講演会
- (5) 座談会
- (6) 原稿執筆
- (7) その他理事会が認めるもの

(講師謝金の単価)

第4条 講師謝金の単価（源泉徴収税を含む。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合、別途事業予算がある場合は、この限りではない。

- (1) 講座、研修会 2時間以内を1単位とし、30,000円とする。
- (2) シンポジウム、パネルディスカッション 2時間以内を1単位とし、10,000円とする。ただし、ファシリテーター、コーディネーター等については、20,000円とする。
- (3) 講演会 2時間以内を1単位とし、50,000円とする。
- (4) 座談会 2時間以内を1単位とし、5,000円とする
- (5) 原稿執筆 原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,000円とする。なお、400字未満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500円とする。

(講師の旅費)

第5条 講師の旅費は、原則として、順路によって要する交通費の実費を支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は平成20年10月28日から施行する。
- 2 平成31年4月1日、一部変更。
- 3 令和4年10月24日、一部変更。(令和4年第4回理事会)
- 4 令和6年12月9日、一部変更。(令和6年第8回理事会)